商工会議所の休業補償プラン ナイスパートナー (団体総合生活保険)

約款構成(2022.03.31 以降始期)

【約款の構成】

総合生活保険普通保険約款

◆所得補償に関する特約をセット(一年休業補償ご加入者)

《自動付帯される約款および特約》

- ·所得補償基本特約
- ·天災危険補償特約(所得補償用)
- ・骨髄採取手術に伴う入院補償特約
- •精神障害補償特約(所得補償用)
- ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
- ・継続契約の定義に関する特約(所得補償用)
- ・加入者への個別適用に関する特約

《加入タイプ・条件によって適用される特約》

- ·家事従事者特約
- •特定疾病等不担保特約(所得補償用)

◆団体長期障害所得補償に関する特約をセット(長期休業補償ご加入者)

《自動付帯される約款および特約》

- ·団体長期障害所得補償基本特約
- ·天災危険補償特約(団体長期障害所得補償用)
- ・精神障害補償特約 (D)(団体長期障害所得補償用)・・・てん補期間2年間
- ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
- ・継続契約の定義に関する特約(団体長期障害所得補償用)
- ・加入者への個別適用に関する特約

《加入タイプ・条件によって適用される特約》

- ·特定疾病等不担保特約(団体長期障害所得補償用)
- ・治療と仕事の両立支援特約(三大疾病用)

◆介護補償に関する特約をセット(介護補償ご加入者)

《自動付帯される約款および特約》

- ·介護補償基本特約
- ・公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約
- ・所定の要介護状態(要介護2用)の追加補償特約
- ・継続契約の定義に関する特約(介護補償用)
- ・加入者への個別適用に関する特約

◆がん補償に関する特約をセット(がん補償ご加入者)

《自動付帯される約款および特約》

- ・がん補償基本特約
- ・がん患者申出療養特約
- ・がん通院保険金の補償拡大特約
- ・抗がん剤治療補償特約
- ・待機期間の不設定に関すると特約
- ・継続契約の定義に関する特約(がん用)
- ・加入者への個別適用に関する特約

《加入タイプ・条件によって適用される特約》

- ・がん先進医療特約
- がん再発転移補償特約
- ・がん生活支援特約

◆医療補償に関する特約をセット(医療補償ご加入者)

《自動付帯される約款および特約》

- ·医療補償基本特約
- ·傷害不担保特約(退院後通院保険金用)
- ・重大手術の支払倍率変更に関する特約
- ・継続契約の定義に関する特約(医療用)
- ・加入者への個別適用に関する特約

《加入タイプ・条件によって適用される特約》

- ·総合先進医療特約(医療用)
- ·三大疾病·重度傷害一時金特約(医療用)

◆傷害補償に関する特約をセット(傷害補償ご加入者)

《自動付帯される約款および特約》

- •傷害補償基本特約
- •天災危険補償特約(傷害用)
- •特定感染症危険補償特約
- ・加入者への個別適用に関する特約
- ◆個人賠償責任補償に関する特約をセット(個人賠償責任補償ご加入者)

《自動付帯される約款および特約》

- •個人賠償責任補償特約
- ·弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)
- ・加入者への個別適用に関する特約
- ◆携行品損害補償に関する特約をセット(携行品損害補償ご加入者)

《自動付帯される約款および特約》

- ・加入者への個別適用に関する特約
- ◆ホールインワン・アルバトロス補償に関する特約をセット(ホールインワン・アルバトロス補償ご加入者)

《自動付帯される約款および特約》

・加入者への個別適用に関する特約

証券番号					

継続契約の定義に関する特約(所得補償用)

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条(継続契約に関する事項)

(1) 当会社は、この特約により、所得補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

(1)	箇所	読み替え後						
(1)	第2条(用語の定	所得補償保険契約または当会社が認めた身体に生じた障害を補償する						
(I)	義)の表の①の継	他の保険契約等の保険期間の末日(*2)を保険期間の初日とする所得補						
	4.47							
	続契約	償保険契約または当会社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保						
	# 0 # 0 # 0 *	険契約等をいいます。						
2	第2条の表の⑤	継続契約以外の所得補償保険契約または当会社が認めた身体に生じた						
	の初年度契約	障害を補償する他の保険契約等をいいます。						
3	第2条の(*2)	その所得補償保険契約または当会社が認めた身体に生じた障害を補償						
		する他の保険契約等が末日前に解除されていた場合にはその解除日と						
		します。また、保険責任の終期の時刻が午後12時の場合には、保険期間						
		の末日の翌日と読み替えます。						
4	第6条(お支払い	この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が就業不能の原						
	する保険金) (2)	因となった身体障害を被った時がこの保険契約の保険期間の開始時よ						
		り前であるときの当会社が支払うべき保険金の額は、下表のとおりとし						
		ます。						
		① 被保険者が身体障害を被った時が、この保険契約が継続されて						
		┃┃ ┃きた初めの所得補償保険契約の保険期間の開始時より前である┃┃						
		┃┃ ┃場合は、初めの所得補償保険契約の保険期間の開始時の支払条┃┃						
		件により算出された保険金の額と、就業不能となった時の所得						
		補償保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、						
		いずれか低い金額						
		② 被保険者が身体障害を被った時が、この保険契約が継続されて						
		きた初めの所得補償保険契約の保険期間の開始時以降である場						
		り算出された保険金の額と、就業不能となった時の所得補償保						
(5)	第7条 (保険期	1						
	間と支払責任の	おも未 (おえばい) る保険金 (1)の焼煙にがかわりり、この保険スポード が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に始まった						
	関係) (5)	就業不能が、この保険契約が継続されてきた初めの所得補償保険契約か						
	医原 (0) 							
		- 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7						
		能に該当していたときは、当会社は、重複しては保険金を支払いません。						

(2) この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
所得補償保険契約	この特約が付帯された所得補償基本特約または所得補償基本特約
	以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしく
	は特約に基づく保険契約をいいます。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

_					
証券番号					

継続契約の定義に関する特約(団体長期障害所得補償用)

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に団体長期障害所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条 (継続契約に関する事項)

(1) 当会社は、この特約により、団体長期障害所得補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	7 0	-
	箇所	読み替え後
1	第2条 (用語の定	団体長期障害所得補償保険契約または当会社が認めた身体に生じた障害を
	義) の表の②の継	補償する他の保険契約等の保険期間の末日(*2)を保険期間の初日とする団
	続契約	体長期障害所得補償保険契約または当会社が認めた身体に生じた障害を補
		償する他の保険契約等をいいます。
2	第2条の表の⑨	継続契約以外の団体長期障害所得補償保険契約または当会社が認めた身体
	の初年度契約	に生じた障害を補償する他の保険契約等をいいます。
3	第2条の(*2)	その団体長期障害所得補償保険契約または当会社が認めた身体に生じた障
		害を補償する他の保険契約等が末日前に解除されていた場合にはその解除
		日とします。また、保険責任の終期の時刻が午後 12 時の場合には、保険期
		間の末日の翌日と読み替えます。
4	第7条 (保険期	第6条(お支払いする保険金)(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継
	間と支払責任の	続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に始まった就業障
	関係) (5)	害が、この保険契約が継続されてきた初めの団体長期障害所得補償保険契
		約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に就業障
		害に該当していたときは、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

(2) この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
団体長期障害所得補償保	この特約が付帯された団体長期障害所得補償基本特約または団体長
険契約	期障害所得補償基本特約以外のこの保険契約と支払責任が同一であ
	る普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または団体長期障害所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

証券番号					
•					

継続契約の定義に関する特約(介護用)

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に介護補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条 (継続契約に関する事項)

(1) 当会社は、この特約により、介護補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え後
1	第2条(用語の定	介護保険契約または当会社が認めた要介護状態を補償する他の
	義)の表の④の継	保険契約等の保険期間の末日(*2)を保険期間の初日とする介護
	続契約	保険契約または当会社が認めた身体に生じた障害を補償する他
		の保険契約等をいいます。
2	第2条の表の⑤	継続契約以外の介護保険契約または当会社が認めた要介護状態
	の初年度契約	を補償する他の保険契約等をいいます。
3	第2条の(*2)	その介護保険契約または当会社が認めた要介護状態を補償する
		他の保険契約等が末日前に解除されていた場合にはその解除日
		とします。また、保険責任の終期の時刻が午後 12 時の場合に
		は、保険期間の末日の翌日と読み替えます。

(2) この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
介護保	この特約が付帯された介護補償基本特約または介護補償基本特約以外のこの
険契約	保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契
	約をいいます。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または介護補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を 準用します。

証券番号						
	証券番号					

継続契約の定義に関する特約(がん用)

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約にがん補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条 (継続契約に関する事項)

(1) 当会社は、この特約により、がん補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え後
1	第2条 (用語の定義)	がん保険契約または当会社が認めた身体に生じた障害を補償する他
	の表の③の継続契約	の保険契約等の保険期間の末日(*6)を保険期間の初日とするがん保
		険契約または当会社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険
		契約等をいいます。
2	第2条の表の⑤の初年	継続契約以外のがん保険契約または当会社が認めた身体に生じた障
	度契約	害を補償する他の保険契約等をいいます。
3	第2条の(*6)	そのがん保険契約または当会社が認めた身体に生じた障害を補償す
		る他の保険契約等が末日前に解除されていた場合にはその解除日と
		します。また、保険責任の終期の時刻が午後 12 時の場合には、保険
		期間の末日の翌日と読み替えます。
4	第6条(保険期間と支	第5条(お支払いする保険金)(1)の規定にかかわらず、この保険契
	払責任の関係) (3)	約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に発
		生した保険金支払事由が、この保険契約が継続されてきた初めのが
		ん保険契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにお
		いて既に保険金支払事由に該当していたときは、当会社は、重複し
		ては保険金を支払いません。

(2) この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
がん保険契約	この特約が付帯されたがん補償基本特約またはがん補償基本特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約またはがん補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

_					
証券番号					

継続契約の定義に関する特約(医療用)

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条(継続契約に関する事項)

(1) 当会社は、この特約により、医療補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え後
1	第2条(用語の定	医療保険契約または当会社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保
	義) の表の②の継続	険契約等の保険期間の末日(*3)を保険期間の初日とする医療保険契約ま
	契約	たは当会社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等をいい
		ます。
2	第2条の表の③の	継続契約以外の医療保険契約または当会社が認めた身体に生じた障害を
	初年度契約	補償する他の保険契約等をいいます。
3	第2条の(*3)	その医療保険契約または当会社が認めた身体に生じた障害を補償する他
		の保険契約等が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。
		また、保険責任の終期の時刻が午後12時の場合には、保険期間の末日の
		翌日と読み替えます。
4	第6条(お支払いす	傷害入院保険金および疾病入院保険金において、入院が終了した後、被
	る保険金)(5)	保険者が、その入院の原因となった身体障害と同一の身体障害(*23)によ
		って再入院した場合は、再入院とその前の入院とを合わせて1回の入院
		とみなします。この場合において、再入院については新たに傷害入院免
		責日数(*4)、疾病入院免責日数(*16)、傷害入院支払限度日数(*5)および
		疾病入院支払限度日数(*17)の規定を適用しません。
		ただし、被保険者が身体障害を被った時がこの保険契約が継続されてき
		た初めの医療保険契約の保険期間の開始時より前である場合において、
		医療保険契約の保険期間中に初めて再入院したときは、その再入院に限
		り、新たに傷害入院免責日数(*4)および疾病入院免責日数(*16)の規定を
		適用せず、傷害入院支払限度日数(*5)および疾病入院支払限度日数(*17)
		の規定のみ新たに適用するものとします。
(5)	第7条(保険期間と	第6条(お支払いする保険金)(1)の規定にかかわらず、この保険契約が
	支払責任の関係)	継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に発生した保
	(4)	険金支払事由が、この保険契約が継続されてきた初めの医療保険契約か
		ら継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に保険金支
		払事由に該当していたときは、当会社は、重複しては保険金を支払いま
		せん。

(2) この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
医療保険契約	この特約が付帯された医療補償基本特約または医療補償基本特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

_					
証券番号					

弁護士費用等補償特約 (人格権侵害等)

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

, ,		
1	本人	保険証券の本人欄に記載の者
2	保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条(この特約の補償内容)

- (1) 当会社は、原因事故によって発生した下表のいずれかに該当する紛争について、保険金の受取 人が弁護士委任を行った場合は、事前に当会社の同意を得た弁護士費用を負担することによって 被る損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、弁護士費用保険金を支払い ます。
 - ① 被害に関する紛争

 ② 人格権侵害に関する紛争

 ③ その他の侵害に関する紛争
- (2) 当会社は、原因事故によって発生した(1)の表のいずれかに該当する紛争について、保険金の受取人があらかじめ当会社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、法律相談費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、原因事故が保険期間中に発生した場合にのみ、保険金を支払います。ただし、被害が、被保険者が身体に障害を被ることである場合には、その障害を被った時が保険証券記載の保険期間中である場合に限ります。
- (4) 当会社は、弁護士委任または法律相談を、被害の発生および賠償義務者を知った日または人格 権侵害もしくはその他の侵害の発生を知った日からその日を含めて3年以内に、保険金の受取人 が開始した場合に限り、保険金を支払います。
- (*1) この特約に付帯される特約に限ります。

第3条(被保険者および保険金の受取人)

(1) この特約における被保険者は、下表のいずれかに該当する者をいいます。

1	本人
2	本人の配偶者(*1)
3	本人またはその配偶者(*1)の同居の親族
4	本人またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子

- (2) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった原因事故発生の時におけるものをいいます。
- (3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。
- (4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第5条(保険金をお支払いしない場合)(1)の表の①の規定を除きます。
- (5) この特約における保険金の受取人は、原因事故によって損害を被った下表のいずれかに該当する者をいいます。

1	被保険者
2	被保険者の法定相続人。
	ただし、被保険者が死亡した場合に限り、保険金の受取人とします。
3	次のいずれかに該当する者
	ア. 被保険者の配偶者(*1)
	イ. 被保険者の父母または子

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第4条 (用語の定義)

この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。

		、下表に規定する用語は、それそれ次の定義によります。
	用語	定義
1	原因事故	法律相談または弁護士委任に至る紛争の原因となった、日本国内において
		発生した偶然な事故または事由をいいます。ただし、同一の背景等から生
		じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなし、最初の原因事故が発生
		した時にすべての原因事故が発生したものとみなします。また、被害に関
		する紛争の原因事故については、法律相談または弁護士委任に至る紛争の
		原因となった、日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故をい
		います。
2	人格権侵害	被保険者が、不当行為(*1)によるその自由、名誉、プライバシーまたは肖像
		権の侵害を受けることにより、精神的苦痛を被ることをいいます。ただし、
		同一の原因から生じた一連の人格権侵害は、一つの人格権侵害とみなし、
		最初の人格権侵害が発生した時にすべての人格権侵害が発生したものとみ
		なします。また、警察へ提出した被害届の受理番号もしくは告訴状の受理
		番号、これらを警察へ提出したことの証明書または具体的な表示物の提示
		等により、侵害の発生を客観的に証明できるものに限ります。
3	その他の侵害	被保険者が、痴漢(*2)、ストーカー行為(*3)、いじめ(*4)または嫌がらせ
		(*5)を受けることにより、精神的苦痛を被ることをいいます。ただし、同一
		の原因から生じた一連のその他の侵害は、一つのその他の侵害とみなし、
		最初のその他の侵害が発生した時にすべてのその他の侵害が発生したもの
		とみなします。また、警察へ提出した被害届の受理番号もしくは告訴状の
		受理番号またはこれらを警察へ提出したことの証明書の提示等により
		(*6)、侵害の発生を客観的に証明できるものに限ります。
4	賠償義務者	被害、人格権侵害またはその他の侵害にかかわる法律上の損害賠償請求を
		受ける者をいいます。
(5)	被害	被保険者が被る次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、同一の
		原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生し
		た時にすべての被害が発生したものとみなします。
		ア. 身体の障害(*7)
		イ. 財物の損壊等(*8)
6	紛争	保険金の受取人が法律相談または弁護士委任による解決を要する状態をい
		います。
7	弁護士費用	あらかじめ当会社に通知して保険金の受取人が委任した弁護士等(*9)およ
		び裁判所等(*10)に対して、当会社の承認を得て支出する次の費用。ただし、
		法律相談費用を除きます。
		ア. 弁護士等(*9)への報酬
		1. 訴訟費用
		p. 仲裁、和解または調停に必要とした費用
		ェ. ア.からウ.までのほか、権利の保全または行使に必要な手続をするた
	朮暖工 負用	び裁判所等(*10)に対して、当会社の承認を得て支出する次の費用。ただし 法律相談費用を除きます。 7. 弁護士等(*9)への報酬 1. 訴訟費用 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用

		めに必要とした費用
8	法律相談	次の行為をいいます。
		ア. 弁護士が行う法律相談(*11)
		イ. 司法書士が行う次の行為
		(ア) 司法書士法第3条第1項第5号および同項第7号に定める相談
		(*11)
		(イ) 司法書士法第3条第1項第2号および同項第4号に定める書類の
		作成
		ウ. 行政書士が行う次の行為
		(ア) 行政書士法第1条の3第4号に定める相談(*11)
		(イ) 行政書士法第1条の2および第1条の3第3号に定める書類の作
		成
9	法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に対して、当会社
		の承認を得て支出する費用をいいます。
10	保険金	弁護士費用保険金および法律相談費用保険金をいいます。

- (*1) 不当な身体の拘束、口頭による表示または文書もしくは図画等による表示をいいます。
- (*2) 下表のいずれかに該当するものをいいます。
- ① 暴行もしくは脅迫を用いてわいせつな行為をすることまたは満 13 歳未満の者に対してわいせつな行為をすること
- ② 暴行もしくは脅迫を用いて性交等(*12)をすることまたは満 13 歳未満の者に対して性交等(*12)をすること
- ③ 人の心神喪失もしくは抗拒不能に乗じるまたは心神喪失もしくは抗拒不能にさせることにより、わいせつな行為をすること
- ④ 人の心神喪失もしくは抗拒不能に乗じるまたは心神喪失もしくは抗拒不能にさせることにより、性交等(*12)をすること
- ⑤ 満 18 歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為または性交等(*12)をすること
- ⑥ ①から⑤までのいずれかの未遂
- ⑦ | 人を著しく羞恥させ、または人に不安を覚えさせるような次のいずれかに該当する行為をすること
 - 7. 公共の場所または公共の乗物において、衣服その他の身に着ける物の上からまたは直接に人の身体に触れること
 - イ. 次のいずれかに掲げる場所または乗物における、通常衣服で隠されている下着または 身体を、写真機その他の機器を用いて撮影するまたは撮影する目的で写真機その他の機 器を差し向けるもしくは設置すること
 - (ア) 住居、便所、浴場、更衣室その他人が通常衣服の全部または一部を着けない状態でいるような場所
 - (イ) (ア)以外の場所または乗物で、公共の場所、公共の乗物、学校、事務所、タクシーその他不特定もしくは多数の者が利用または出入りするところ
 - ウ. ア.およびイ.のほか、人に対し、公共の場所または公共の乗物において、卑わいな言動をすること
- (*3) 特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する 怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者またはその特定の者と社会生活において密接な関係 を有する者に対して行う、下表のいずれかに該当するものをいいます。
- ① つきまとい、待ち伏せ、進路への立ちふさがり、住居等(*13)への押し掛けまたは住居等(*13) の付近において見張りを行うこともしくはみだりにうろつくこと
- ② 行動を監視していると思わせるような事項を告げることまたはそれを知り得る状態に置く こと
- ③ | 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること

- ④ | 著しく粗野または乱暴な言動をすること
- ⑤ 拒まれたにもかかわらず連続して電話をかけること、ファクシミリ装置を用いた送信をする こともしくは電子メールの送信等を行うことまたは無言電話をかけること
- ⑥ 汚物、動物の死体その他の著しく不快もしくは嫌悪の情を催させるような物を送付すること またはそれを知り得る状態に置くこと
- ⑦ | 名誉を害する事項を告げることまたはそれを知り得る状態に置くこと
- ⑧ 以下のいずれかの行為をすることまたはそれを知り得る状態に置くこと
 - 7. 性的羞恥心を害する事項を告げること
 - イ. 性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付する こと
 - り. 性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信すること
- (*4) 児童等(*14)に対して、その児童等(*14)が在籍する学校(*15)に在籍している等その児童等と一定の人的関係にある他の児童等(*14)が行う心理的または物理的な影響を与える行為(*16)であって、その行為の対象となった児童等(*14)が心身の苦痛を感じているものをいいます。
- (*5) ストーカー行為(*3)以外のものであって、正当な理由なく、専ら、特定の者に対するねたみ、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で、その特定の者またはその特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、不安を覚えさせるような行為であって、下表のいずれかに該当するものを反復して行うことをいいます。この場合において、①から④に掲げる行為のうち、電子メールの送信等に係る部分については、身体の安全、住居等(*13)の平穏もしくは名誉が害されるまたは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合にかぎります。
- ① つきまとい、待ち伏せ、進路への立ちふさがり、住居等(*13)への押し掛けまたは住居等(*13) の付近において見張りを行うこともしくはみだりにうろつくこと
- ② 行動を監視していると思わせるような事項を告げることまたはそれを知り得る状態に置く こと
- ③ | 著しく粗野または乱暴な言動をすること
- ④ 拒まれたにもかかわらず連続して電話をかけること、ファクシミリ装置を用いた送信をする こともしくは電子メールの送信等を行うことまたは無言電話をかけること
- ⑤ 汚物、動物の死体その他の著しく不快もしくは嫌悪の情を催させるような物を送付すること またはそれを知り得る状態に置くこと
- ⑥ 名誉を害する事項を告げることまたはそれを知り得る状態に置くこと
- ⑦ │以下のいずれかの行為をすることまたはそれを知り得る状態に置くこと
 - ア. 性的羞恥心を害する事項を告げること
 - 4. 性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付する こと
 - り. 性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信すること
- (*6) いじめ(*4)については、学校または学校以外の相談窓口等への相談の事実を確認することによります。
- (*7) 被保険者が身体に傷害または疾病を被ることをいいます。
- (*8) 被保険者が所有、使用または管理する財物が損壊または盗取(*17)されることをいいます。
- (*9) 弁護士等とは、弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士をいいます。
- (*10) 裁判所等とは、裁判所またはあっせんもしくは仲裁を行う機関(*18)をいいます。
- (*11) 口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当である行為を含みます。
- (*12) 性交、肛門性交または口腔性交をいいます。
- (*13) 住居、勤務先、学校その他の通常所在する場所をいいます。
- (*14) 学校(*15)に在籍する児童または生徒をいいます。
- (*15) 学校教育法に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校および幼稚部 を除いた特別支援学校をいいます。
- (*16) インターネットを通じて行われるものを含みます。

- (*17) 盗取には、詐取を含みません。
- (*18) 申立人の申立にもとづき和解のためのあっせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。

第5条(保険金をお支払いしない場合)

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア. 保険契約者(*1)
 - 1. 被保険者(*1)
 - ウ. ア. またはイ. の法定代理人
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 次のいずれかに該当する事由
 - 7. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - イ. ア. 以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ 次のいずれかに該当する事由
 - 7. ②から④までの事由によって発生した事故の拡大
 - イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3)
 - り. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
- ⑥ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- (2) 当会社は、下表に該当する原因事故によって発生した第2条(この特約の補償内容)(1)の表のいずれかに該当する紛争について、保険金の受取人が弁護士費用または法律相談費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって、その本人について生じた原因事故。ただし、自殺行為については、この保険契約で支払対象となる紛争の原因事故による精神的苦痛によって自殺し、かつ、その原因事故の発生時期等この保険契約の支払条件を満たすことが明らかな場合を除きます。

- (3) 当会社は、下表のいずれかに該当する身体の障害(*4)、財物の損壊等(*5)または精神的苦痛が発生した場合は、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*6)、シンナー等(*7)を使用した 状態で発生した身体の障害(*4)、財物の損壊等(*5)または精神的苦痛
 - ② 液体、気体(*8)もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害(*4)、財物の損壊等(*5)または精神的苦痛。ただし、不測かつ突発的な事由による場合には、この規定は適用しません。
 - ③ 財物の瑕疵、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、侵食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由を理由とする財物の損壊等(*5)
- ④ 被保険者が違法に所有または占有する財物の損壊等(*5)
- ⑤ | 労働災害により生じた身体の障害(*4)または精神的苦痛
- ⑥ | 被保険者が次の行為(*9)を受けたことによって生じた身体の障害(*4)
 - ア. 診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
 - 1. 医薬品または医療器具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
 - ウ. 身体の整形
 - エ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
- ⑦ 石綿もしくは石綿を含む製品が有する発ガン性その他有毒な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する身体の障害(*4)、財物の損壊等(*5)または精神的苦痛

- ⑧ 外因性内分泌攪乱化学物質の有害な特性に起因する身体の障害(*4)、財物の損壊等(*5)または精神的苦痛
- ⑨ 電磁波障害に起因する身体の障害(*4)または精神的苦痛
- ⑩ 騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害(*4)、財物の 損壊等(*5)または精神的苦痛
- Ⅲ │被保険者の職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛
- ② 被保険者または賠償義務者の自動車または原動機付自転車(*10)の所有、使用または管理に 起因して発生した身体の障害(*4)または財物の損壊等(*5)
- (4) 当会社は、下表のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、保険金を支払いません。
 - ① | 第3条(被保険者および保険金の受取人)(1)の表の①から④までに規定する者
 - ② 次のいずれかに該当する者
 - ア. 被保険者の配偶者(*11)
 - イ. 被保険者の父母または子
- (5) 当会社は、保険金の受取人が下表のいずれかにかかわる弁護士費用または法律相談費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 自動車損害賠償保障法第 16 条に基づく損害賠償額の支払の請求その他の賠償責任保険の規定に基づく保険者(*12)に対する損害賠償額の支払の請求。ただし、賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求とあわせて行う場合はこの規定を適用しません。
- ② 社会通念上不当な損害賠償請求
- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*4) 被保険者が身体に傷害または疾病を被ることをいいます。
- (*5) 被保険者が所有、使用または管理する財物が損壊または盗取(*13)されることをいいます。
- (*6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める 指定薬物をいいます。
- (*7) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
- (*8) 煙、蒸気、じんあい等を含みます。
- (*9) 不作為を含みます。
- (*10) 125cc 以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外の物をいいます。
- (*11) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (*12) 共済金の請求が行われる共済契約の共済責任を負う者を含みます。
- (*13) 盗取には、詐取を含みません。

第6条(お支払いする保険金)

- (1) 当会社が支払うべき保険金の額は、1回の原因事故について、被保険者1名あたり合計で300万円を限度とします。
- (2) 当会社は、保険金の受取人が弁護士費用のうち弁護士等(*1)への報酬を負担したことによって生じた損害に対しては、この特約の別表の「お支払いする弁護士費用保険金の上限額」欄の額に消費税の額を加えた額の範囲内で、(1)の規定にしたがい、弁護士費用保険金を支払います。
- (*1) 弁護士等とは、弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士をいいます。

第7条(支払保険金の返還)

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、保険金の受取人に支払った保険金の返還を求めることができます。
- ① 弁護士、司法書士または行政書士への委任の取消等により保険金の受取人が支払った弁護士 費用または法律相談費用の返還を受けた場合
- ② 原因事故に関して保険金の受取人が提起した訴訟の判決に基づき、保険金の受取人が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合で、次のイ.の額がア.の額を超過するとき
 - 7. 保険金の受取人がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額
 - 1. 判決で認定された弁護士費用の額と当会社がこの特約の規定により既に支払った保 険金の合計額
- (2) (1) の規定により当会社が返還を求める保険金の額は、下表に規定するとおりとします。
- ① (1)の表の①の場合は返還された弁護士費用または法律相談費用の金額。 ただし、この特約の規定により支払われた保険金の額を限度とします。
- ② (1)の表の②の場合は超過額に相当する金額。ただし、この特約の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第8条(事故発生時の義務)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

	NOTE: \$ 7 & C700				
①損害の発生および拡大の	損害の発生および拡大の防止に努めること。				
防止					
②事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知す				
	ること。				
③事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。				
	7. 事故の状況				
	イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人とな				
	る者がある場合は、その者の住所および氏名または名称				
	p. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容				
④他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社				
	に通知すること。				
⑤訴訟の通知	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場				
	合には、遅滞なく当会社に通知すること。				
⑥請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利				
	の保全または行使に必要な手続をすること。				
⑦盗難の届出	盗難による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出るこ				
	と。				
⑧調査の協力等	①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠とな				
	るものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が				
	行う損害または傷害の調査に協力すること。				

- (2) 原因事故が発生し、第2条(この特約の補償内容)(1)に該当する場合で、保険金の受取人が弁護士費用を支出しようとするとき、または同条(2)に該当する場合で、保険金の受取人が法律相談費用を支出しようとするときは、保険契約者または保険金の受取人は、弁護士、司法書士または行政書士へ委任することについて、委任契約の内容が記載された書面の提出により、あらかじめ当会社に通知しなければなりません。
- (*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
- (*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第9条(事故発生時の義務違反)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条(事故発生時の義

務)(1)の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を 差し引いて保険金を支払います。

①第8条(1)の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害
	額
②第8条(1)の表の②から	第8条(1)の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑧の規定に
⑤まで、同表の⑦または同	違反したことによって当会社が被った損害の額
表の⑧	
③第8条(1)の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することがで
	きたと認められる額

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条(事故発生時の義務)(1)の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑧に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 保険契約者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条(事故発生時の義務)(2)の規定に違反した場合は、当会社は、同項の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払います。
- (*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第10条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑩までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害額を証明する書類(*1)または傷害の程度を証明する書類(*2)(*3)(*4)
 - ③ 当会社の定める事故報告書
 - ④ 法律相談等を行った弁護士、司法書士または行政書士による法律相談の日時、所要時間およ び内容についての書類
 - ⑤ 弁護士費用または法律相談費用の内容を証明する書類
 - ⑥ 原因事故の内容を確認できる客観的書類
 - ⑦ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
 - ⑧ 普通保険約款基本条項第4節第4条(指定代理請求人)に規定する被保険者または保険金の 受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する 者であることを証明する書類
 - ⑨ ①から⑧までのほか、下表の書類
 - 7. 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
 - 4. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑩ ①から⑨までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条(保険金の支払)(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害または疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて

保険金を支払います。

- (*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*6)および被害が生じた物の写真(*7)をいいます。
- (*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益 の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する 医師の診断書またはレントゲン、MR I 等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収 入の額を示す書類をいいます。
- (*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
- (*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
- (*6) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (*7) 画像データを含みます。

第11条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

この特約によって保険金が支払われる損害に対して、他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

- ① この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
- ② 他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)
- (*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第 12 条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金の受取人が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者または保険金の受取人が 取得した債権の全額
- ② ①以外の場合は、被保険者または保険金の受取人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金の受取人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第13条(重大事由による解除の特則)

- (1) 当会社は、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、普通保険約款基本条項第5節第5条(重大事由による保険契約の解除)(1)の表の③7.かられまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる 事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。 この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求すること ができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条 (重大事由による保険契約の解除)(1)の表の③7.かられまでのいずれにも該当しない被保険者また

は保険金の受取人に生じた損害については適用しません。

(*1) 本人以外の被保険者または保険金の受取人が該当する場合には、その被保険者またはその保険金の受取人に対する部分に限ります。

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

<別表>

≦ 別衣							
	弁護士等(*1)への報酬(*2)	お支払いする弁護士	費用保険金の上限額				
1)	着手金	弁護士等(*1)が行う1回の手続(*3)	について、下表の「経済的利益の額				
		(*4)」欄に対応する「上限額(*5)」					
			A護士等(*1)が複数の手続(*3)を行う				
		場合、1回の原因事故について、下表の「経済的利益の額(*4)」欄に対応					
		する「上限額(*5)」欄の額の150%に相当する額とします。					
		経済的利益の額(*4)	上限額(*5)				
		125 万円以下の場合	10 万円				
		125 万円を超えて 300 万円以下の	経済的利益の額(*4)の 8%に相当				
		123 カーを超えて 300 カーダーの 場合	する額				
		<u> </u>	9 3 日 経済的利益の額(*4)の 5%に相当				
		300 万円を超えて 3,000 万円以下 の場合	する額に9万円を加えた額				
		3,000 万円を超えて 3 億円以下の					
		3,000 万円を超えて 3 億円以下の 場合	本領に 69 万円を加えた額				
		3 億円を超える場合	経済的利益の額(*4)の 2%に相当				
	40 TH A		する額に369万円を加えた額				
2	報酬金		済的利益の額(*6)」欄に対応する「上				
		限額(*5)」欄の額とします。					
		経済的利益の額(*6)	上限額(*5)				
		125 万円以下の場合	20 万円				
		125 万円を超えて 300 万円以下の	経済的利益の額(*6)の 16%に相当				
		場合	する額				
		300 万円を超えて 3,000 万円以下	経済的利益の額(*6)の 10%に相当				
		の場合	する額に 18 万円を加えた額				
		3,000 万円を超えて 3 億円以下の	経済的利益の額(*6)の 6%に相当				
		場合	する額に 138 万円を加えた額				
		3 億円を超える場合	経済的利益の額(*6)の 4%に相当				
			する額に 738 万円を加えた額				
3	日当	弁護士等(*1)の出張1日について、	F表の「目的地までの所要時間」欄に				
		対応する「上限額」欄の額とします。					
		目的地までの所要時間	上限額				
		所要時間が往復2時間を超えて4	3万円				
		時間以内の場合					
		所要時間が往復4時間を超えて7	5万円				
		時間以内の場合					
		所要時間が往復7時間を超える場	10 万円				
			· II				
		合					
		合					

- (*1) 弁護士等とは、弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士をいいます。
- (*2) 保険金の受取人が着手金、報酬金および日当を負担していない場合で、着手金、報酬金および日当に代わるその他の弁護士等(*1)への報酬を負担したことによって損害が生じたときは、当会社は、その損害に対して保険金の受取人が着手金、報酬金および日当を負担したものとみなして計算した「お支払いする弁護士費用保険金の上限額」欄の額の合計額の範囲内で弁護士費用保険金を支払います。
- (*3) 弁護士等(*1)が行う手続とは、示談または調停もしくは訴訟の手続をいいます。
- (*4) 事故内容および被保険者が原因事故によって被った被害、人格権侵害またはその他の侵害から

計算されるべき損害賠償請求の額をいいます。ただし、既に保険金の受取人が受領済みの額を除きます

- (*5) 通知された事故の内容および保険金の受取人が行う損害賠償請求の内容から、「上限額(*5)」 欄に規定する額を上回る損害が生じることが妥当であると当会社が認めた場合は、「上限額(*5)」 欄に規定する額の 130%に相当する額を「上限額(*5)」 欄の額とします。
- (*6) 保険金の受取人が賠償義務者から取得した損害賠償金のうち、弁護士等(*1)が行った手続(*3) により取得することができた額をいいます。ただし、既に保険金の受取人が受領済みの額を除きます。